

## 府中市地域密着型サービス指定関係部会開催報告

- 1 部会名 平成 28 年度 第 1 回府中市地域密着型サービス指定関係部会
- 2 日 時 5 月 13 日 ( 金 ) 午後 2 時から午後 3 時まで
- 3 会 場 府中市役所北庁舎 3 階 第 2 会議室
- 4 出席者 部会委員 ( 4 名 )
- 5 報告協議事項
  - (1) 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定申請について
  - (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定更新について
- 6 会議の結果
  - (1) 指定地域密着型サービス事業所・指定介護予防地域密着型サービス事業所の指定申請について

次の 1 件の指定申請について協議し、指定の了承。

ア 認知症対応型通所介護 ( 共用型 ) 及び介護予防認知症対応型通所介護 ( 共用型 )

    - ア) 事業所名 共用型デイサービス こもれび家族
    - イ) 事業者名 株式会社 佐藤総研
  - (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定更新について

次の 1 件の指定申請について協議のうえ、事務局にて実態の確認後、指定更新を行いました。

ア 地域密着型通所介護

    - ア) 事業所名 デイサービス とことこ
    - イ) 事業者名 株式会社 シエル

## 平成28年度 第1回府中市地域密着型サービス指定関係部会会議録

1 日時 平成28年5月13日(金)  
午後2時から午後3時まで

2 会場 市役所北庁舎3階第2会議室

3 出席者 (委員)

和田部会長、近藤委員、鈴木委員、横手委員

(事務局)

石川介護保険課長、浦川介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主  
査、伊藤(登)主任、入口事務職員

4 議事内容

(1) 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の  
指定について

ア 株式会社 佐藤総研 共用型デイサービスこもれび家族

事務局より、資料1-1、資料1-2、資料1-3及び写真に基づき説明が  
あり、了承。

イ 質疑応答及び意見

問 1 入所する方の基準はあるのか。

答 1 利用したい方が認知症であること。

認知症か否かは、医師の診断による。介護の認定を受ける際、主治医  
意見書と調査員の結果をもって判定するが、主治医意見書に認知症の方  
の自立度をチェックする箇所がある。もしくは、医師が書かれる症状の  
ところに認知症の記載があるような方を想定している。

問 1-2 市内の文化センターのお風呂で排泄してしまう方がいる。認知  
症の可能性があるので、検査を受けるよう勧めたが、ご家族も受け入  
れてくれない。

答 1-2 まずは包括支援センターに相談してほしい。

認知症かどうかの判断は医師になるが、市役所が無理に病院に連れて

いくことはできない。病院に行っていたらただけの間に時間がかかることもあるが、徐々に包括支援センターの職員が関係性を築くことで、サービスを入れたり、グループホーム等につなげたりという方向で動ける。

問 2 こちらのグループホームの本体は2ユニットでしょうか。

答 2 2ユニットです。1ユニット9人の18人定員です。

問 3 この種のサービスは、府中にはなかったものですね。

答 3 府中市では、認知症対応型通所介護事業所の中では、初めての形態となります。

問 4 現在入居中の利用者もいて、現在入居中の利用者の方が介護度重いかと思うが、大丈夫か。

答 4 利用者はもともと18名おり、そちらの対応はきちんとして受け入れをと言っており、事業者も理解している。

問 5 利用希望者は多そうなのか。

答 5 これまでの単独の事業所では、認知症状により利用が安定せず、稼働率としてはそこまで高くない。今回のグループホーム併設型だと、グループホームのケアしている専門的なスタッフがいるので、ほかの認知症対応型通所介護とは違う特徴的な部分での紹介となるのではないかと。

意見 より重度の方がデイサービスを利用する可能性が多くなるのでは。府中市では、これまで単独の認知症対応型のデイサービスは2箇所。ほかは 特養併設型。こもれび家族はグループホームとしても古くから開設しており、代表の佐藤氏はグループホーム協会の委員もしている。

## (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定更新について

### ア 株式会社 シエル デイサービスとことこ

事務局より、資料2-1、資料2-2、資料2-3に基づき説明があり、現在人員基準（看護職員）を満たしていないため更新保留となっているが、確認がとれた段階で更新する方向で進めることについて、了承。

### イ 保留の経緯

平成28年3月の実施指導で看護師が配置されておらず、人員基準を満たしていないことが確認されたため、指定更新については、更新保留のまま今

日に至っている。平成28年5月10日に人員に関し、現地確認に行ったが、基準を満たしているとは言い難い状態であった。看護職員の配置はされていたが、出勤日が確認されない日があり、連携する訪問看護ステーションに対応している曜日の確認をすると、訪問看護ステーションから来ている看護師の名前の記載等がなく、確認がとれなかった。

設備基準、運営基準は基準を満たしている。今後は、人員基準を概ね1か月後に実績確認し、確認がとれた時点で更新を行い、次回の運営部会で報告させていただきたい。可となれば、5月1日にさかのぼって更新としたい。利用者もあり、事業所も更新を希望している。

#### ウ 質疑応答及び意見

問 1 保留の期限はあるのか。

答 1 東京都が保留としたケースでは、半年程度保留したと聞いているが、府中市としては、長期に保留するつもりはなく早急にと考えており、指摘事項について確認がとれた段階で進めていく。

問 2 もし、指摘事項である人員配置がされないまま場合も、そのまま事業継続するのか。

答 2 必要とされる看護師が4月に雇用されていることは確認している。その日にいたかいないかが不明。事業所で雇用の看護師が休みの日には、提携している訪問看護ステーションから誰か来ている記録はあるが、誰がいつ出勤したかの実態が把握できなかった。その確認ができない以上、更新はできず、保留の対応としたい。

問 3 抜き打ちで調べに行っているのか。

答 3 事前に連絡のうえ、訪問している。

意見 看護職員を置かないといけない基準の緩和的なものが訪問看護ステーションや診療所、病院との連携のはずなので、恐らく勤務シフトがきちんととられていないのでは。制度としては、サービス提供時間全てに看護職員がいなくてはいけない状況ではなくなってきたので、少し緩和されていくか。近い事業所で連携できればよいのだが。

意見 看護師も介護士も人材難。看護師の確保が難しい状況。提携先も自分のところで手一杯ということもあり、形の上では提携できても、現実的には行ける状況ではないということも予測され、なかなか難し

い。埋まらない状況が続くかもしれない。併設事業所があればよいが、単独では難しいかもしれない。

(3) その他

ア 事務局より、今回は8月頃の予定で、近くなったら日付の確認をする旨伝える。

イ 事務局より、平成27年度に公募したグループホームについて、平成28年12月1日指定予定で、現在建物を建設中であり、書類が整い次第案内する旨、説明する。

ウ 事務局より、平成28年度もグループホームを公募予定であり、平成29年度指定となる見込みである旨、説明する。

エ 市内の地域密着型事業所は現在21か所で、今回とところが更新とのことだが、ほかの事業所の更新等は次回の部会開設の8月までにはないのか。重なってたくさん更新時期がきたり、8月で間に合うのかとの確認あり。次回にも1件更新の予定があるが、8月で間に合う旨、事務局より説明。

オ 市内事業所所在エリアの確認があり、概ね分散しているが、朝日町エリア、東側が若干少ないかもしれない旨、事務局より回答。

